

令和8年 第1回須賀川市農業委員会総会議事録

令和8年1回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和8年1月7日（水）
- 2 招集通知日 令和8年1月7日（水）
- 3 招集日時 令和8年1月20日（火）午後2時00分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	森合 重義	2	関口 明夫	3	古川 修一	4	塩田 静生
5	五十嵐 一	6	渡邊 聖一	7	吉田 和男	8	関根 隆二
9	村上 節夫	10	関根 久之	11	和田 博文	12	根本 芳一
13	松川美智夫	14	鈴木 昌宏	15	佐藤 秀和	16	橋本 孝一
17	五輪 博行	18	名城 昇	19	三島木 修		

- 6 欠席農業委員 1名（森合重義委員）

- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 6名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
須・浜	有我 康志	稲田	宗像 敏雄	小塩江	西間木廣幸	仁井田	島木 登
仁井田	佐藤 和浩	岩瀬	相樂 貴行				

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 1名（西間木廣幸委員）

- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	古川 一夫
	農政係 長	吉田 奈津子
	農地係 長	有我 宏和
	主 任	鈴木 貴紀
経済環境部農政課	主 事	増田 佳祐

- 10 議 案

議案第53号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第54号 須賀川農業振興地域整備計画の変更について

- 議案第 55 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
議案第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について
議案第 57 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について
議案第 58 号 実勢賃借料情報（令和 7 年 1 月～12 月）の提供について
議案第 59 号 令和 8 年農業労働賃金標準額改定について
報告第 39 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 41 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について
報告第 42 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定（農地転用制限の例外）による届出書の受理について

11 その他

12 開 会 （午後 2 時 0 0 分）

13 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

14 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 8 番 関根隆二農業委員と 9 番 村上節夫農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 （午後 2 時 5 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 8 年 1 月 2 0 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長） 和田 博文

議事録署名農業委員 関根 隆二

議事録署名農業委員 村上 節夫

<別紙> 審議内容

令和8年 第1回総会

令和8年1月20日(火)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第53号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 吉田係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第97号から第107号について、質問等ありませんか。
(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第53号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第53号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」は計画(案)のとおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第54号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 ここで、本件につきましては、1月7日に開催いたしました農地委員会の会議において、議論がなされておりますので、農地委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

根本農地委員長 1月7日に農地委員会を開催しました。今回の農振除外の案件につきましては、只今事務局から報告があったとおり、要件を全て満たしており、全員一致で決定しました。皆さまに報告するとともにご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。
(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第54号「須賀川農業振興地域計画の変更について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 54 号「須賀川農業振興地域整備計画の変更について」は議決し、決定することといたします。

次に、議案第 55 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 71 号を有我推進委員お願いします。

有我推進委員 受理番号第 71 号について説明申し上げます。

1 月 10 日、村上農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人は年齢を考慮し、経営の全てを譲受人に任せたいとの考えから所有権移転の申請が出されたものです。譲受人は 4、5 年前から譲渡人に教えてもらいながら農業に従事しているため、農業技術については特に問題ないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて、受理番号第 72 号を相楽推進委員お願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第 72 号についてご説明申し上げます。

1 月 14 日に古川農業委員と現地調査を行いました。

現地確認した後、譲渡人・譲受人に聞き取り調査をしてきました。申請地は 4、5 年前より譲受人が作付けをしてきましたが、所有権移転の手続きがされていないことに気づきました。行政書士に相談し贈与による所有権移転手続きとなりました。許可上特に問題はないと思われます。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 55 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 55 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 56 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定につ

いて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第 16 号を宗像推進委員お願いします。

宗像推進委員 受理番号第 16 号について説明申し上げます。

1月16日、本地区農業委員と現地調査を行いました。

譲渡人は6年前まで梨畑として使用していましたが、6年前より休耕となっており、今後も使用予定がないことから、太陽光発電用地として譲受人へ土地を貸すこととしました。近くには農業用の用水路もありますが、除草剤は使用せず、土砂の側溝等への流入もないようにするとのこと。農地に与える影響はないものと思われ。なお、隣接の土地所有者に対しては説明してあるとのこと。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、受理番号第 17 号を橋本農業委員お願いいたします。

橋本農業委員 受理番号第 17 号についてご説明申し上げます。

1月11日以降に、地区の農業委員、推進委員と聞き取りと現地調査を行いました。

まず、この地区について説明します。以前、20～30近い筆数の太陽光発電への転用が出た地区になります。譲渡人は稲作、きゅうり、果樹栽培をしていましたが、現在は高齢になり子と同居しております。水田は全て借地化し、畑の一部は自家消費用として栽培していますが、その他の農地に関しましては耕作放棄地となっています。子供達のため、生前土地を整理したいと考えていまして、今回の太陽光発電パネル業者からの申し出を受け入れました。価格についても両者が納得したものです。周囲には太陽光パネルが設置されており、隣接地の同意を得ています。除草剤もなるべく使うことなく、防草シートを張り巡らせるとのことですので、特に問題はないと思われ。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、受理番号第 18 号を相楽推進委員お願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第 18 号についてご説明申し上げます。

1月9日に佐藤農業委員、古川農業委員、渡邊農業委員と現地調査を行いました。

現地調査後、譲受人の事務所にて聞き取り調査をしてきました。譲受人の

会社では繁忙期には100台以上の車が集まることがあり、安全性確保のため、駐車場用地として売買による所有権移転となります。駐車場での売買のため金額も記載のとおりで両者納得しています。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号第19号・20号を佐藤推進委員お願いいたします。

佐藤推進委員 受理番号第19号・20号についてご説明申し上げます。

1月15日に申請地において譲受会社の担当者2名、行政書士、根本農業委員、森合農業委員と現地調査を行いました。

申請が出された農地は農地区分第2種農地であり水のもちも悪く、水中ポンプでの揚水となり、管理が大変な農地であります。また、ほとんどの農家が兼業農家であり、農業を継承する後継者もおりません。今回、譲受人より太陽光設備の話があり、地権者で話し合いの末、申請となりました。価格については妥当なものと思われれます。除草については、刈払機での除草、フェンスの設置、除草剤の不使用、隣接する土地への土砂の流出もないと思われれます。以上、調査の結果から許可上特に問題はないと思われれます。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第57号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号6号を島木推進委員お願いいたします。

島木推進委員 受理番号6号について説明申し上げます。

12月9日に和田会長と根本農業委員、事務局と現地調査を行いました。申請

地の公募地目は山林であるが、過去に自己開拓し、田として利用していました。しかし、農業用水が届かず、耕作が厳しい場所であったため、耕作を行わなくなり、荒廃化してしまいました。現在は原野化しており、今後も耕作はできない場所であることから非農地とするものです。委員の皆さまの審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 57 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 57 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 58 号「実勢賃借料情報（令和 7 年 1 月～12 月）の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 説明

議長 本件については、1 月 16 日に開催いたしました農政委員会において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いいたします。

佐藤農政委員長 只今事務局から報告があったとおり、1 月 16 日の農政委員会で審議いたしました。1 年の実績を事務局がまとめまして資料のとおり今回の提出案件として全員一致で決定しました。皆さまに報告するとともにご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。議案第 58 号「実勢賃借料情報（令和 7 年 1 月～12 月）の提供について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 58 号「実勢賃借料情報（令和 7 年 1 月～12 月）の提供について」は議決し、提供することといたします。

次に、議案第 59 号「令和 8 年農業労働賃金標準額改定について」を議題とい

たしますたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木主任 説明

議長 本件についても議案第 58 号と同様に、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願いします。

佐藤農政委員長 事務局から説明があったとおりですが、審議をするに先立ちまして、農業委員・推進委員と比較的大きな法人の方に調査をさせていただきました。その結果をもとに 12 月 19 日と 1 月 16 日の 2 回に渡り、農政委員会を実施しました。先ほど説明がありましたとおり、令和 8 年 1 月 1 日付の福島県最低賃金の上昇等を加味し、金額の妥当性、他自治体との比較等を中心に協議を行い、農政委員会で審議を行った結果、総会に提案することを全会一致で決定いたしました。本案につきまして皆さまに報告するとともにご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等無し)

議長 それではお諮りいたします。

議案第 59 号「令和 8 年農業労働賃金標準額改定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 59 号「令和 8 年農業労働賃金標準額改定について」は案のとおり、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 39 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について 1 件です

報告第 40 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について 1 件です

報告第 41 号農地改良行為工事のための届出書の受理について 1 件です。

報告第 42 号農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定（農地転用制限の例外）による届出書の受理について 1 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

根本農業委員 研修旅行について説明した。

事務局（吉田係長） 2月の岩瀬地方農業委員会連合会研修会・懇談会について説明した。

事務局（鈴木主任） 令和7年度農業委員会活動についてのアンケートについて説明した。

事務局（有我係長） 源泉徴収票の配布について説明した。

議 長 他になければ、これにて令和8年第1回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。